

静岡県告示第750号

漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定に基づき、狩野川漁業協同組合（内共第8号）第五種共同漁業権遊漁規則の変更を認可したので、同条第7項の規定に基づき次のとおり変更内容を告示する。

令和3年9月28日

静岡県知事 川 勝 平 太

- 1 漁業権者の名称及び所在地
狩野川漁業協同組合 伊豆の国市大仁901
- 2 漁業権の免許番号
内共第8号
- 3 変更の内容
別表のとおり
- 4 遊漁規則施行の日
令和3年9月15日

別表

改正前					改正後						
(遊具、漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。					(遊具、漁法の制限) 第3条 次の表のア欄に掲げる魚種の遊漁は、それぞれイ欄の遊漁の方法によりウ欄の規模の範囲内において、エ欄の区域内及びオ欄の期間中でなければこれを行ってはならない。						
ア魚種	イ 漁業の方法		ウ 統数 又は規模	エ 区域	オ 期間	ア魚種	イ 漁業の方法		ウ 統数 又は規模	エ 区域	オ 期間
ニジマス 漁業	餌釣		一本釣り に限る	黄瀬川	3月1日 から12月 31日まで	ニジマス 漁業	餌釣		一本釣り に限る	黄瀬川	3月1日 から12月 31日まで
				全川（黄瀬川を除く）	3月1日 から9月 30日まで					全川（黄瀬川を除く）	3月1日 から9月 30日まで
	フライ釣 テンカラ釣 ルアー釣			全川（柿田川を除く）	3月1日 から5月 19日まで		フライ釣 テンカラ釣 ルアー釣			全川（柿田川を除く）	3月1日 から5月 19日まで
				全支流（柿田川を除く 但し大見川は梅木発電所取水口より上流域、	5月20日 から9月 30日まで					全支流（柿田川を除く 但し大見川は梅木発電所取水口より上流域、	5月20日 から9月 30日まで

		持越川は大堰堤より上流域、黄瀬川は鮎壺の滝より上流域に限る)	
		黄瀬川は鮎壺の滝より上流域に限る	10月1日から12月31日まで
	キャッチ & リリースに限る	黄瀬川(五竜の滝から700m下流に位置する富沢の堤防までの区域)	11月1日から2月末日まで

		持越川は大堰堤より上流域、黄瀬川は鮎壺の滝より上流域に限る)	
		黄瀬川は鮎壺の滝より上流域に限る	10月1日から12月31日まで
	キャッチ & リリースに限る	黄瀬川(五竜の滝から700m下流に位置する富沢の堤防までの区域)	11月1日から2月末日まで

1の2 第3条の1の1の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域内においては、イ欄に掲げる期間中、ニジマスの遊漁のみ行うことができるものとし、その規模等の制限はウ欄のとおりとする。

ア 区域	イ 期間	ウ 制限
黄瀬川の五竜の滝から	3月1日	採捕したニジマスはその

<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>	<hr/> <hr/>	<u>水窪大堰上流端までの区域（約3 km）</u>	<u>から</u> <u>10月31日</u> <u>まで</u>	<u>場で再放流しなければならぬ</u> <u>フライ釣、テンカラ釣、ルアー釣に限る</u> <u>（各漁法1本釣に限る）</u>												
<p>（遊漁料の額及び納付の方法）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 黄瀬川の五龍の滝から700m下流に位置する富沢の堰堤までの区域（特別区）のニジマスの遊漁料は下表のとおりとする。</p> <p>3 次の表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず相当欄の通りとする。</p>			<p>（遊漁料の額及び納付の方法）</p> <p>第6条（略）</p> <p>2 黄瀬川の五龍の滝から700m下流に位置する富沢の堰堤までの区域（特別区）のニジマスの遊漁料は下表のとおりとする。</p> <p>3 次の表に掲げる者の遊漁料は、前項の規定にかかわらず相当欄の通りとする。</p>														
<table border="1"> <tr> <th>中学生以下</th> <th>無料</th> </tr> <tr> <td>女性（全魚種及びあまご・にじますの日券に限る）</td> <td>第1項に規定する金額の1/2に相当する額</td> </tr> <tr> <td><hr/></td> <td>第1項に規定する金額の1/2に相当する額</td> </tr> </table>	中学生以下	無料	女性（全魚種及びあまご・にじますの日券に限る）	第1項に規定する金額の1/2に相当する額	<hr/>	第1項に規定する金額の1/2に相当する額			<table border="1"> <tr> <th>中学生以下</th> <th>無料</th> </tr> <tr> <td>女性（全魚種及びあまご・にじますの日券に限る）</td> <td>第1項に規定する金額の1/2に相当する額</td> </tr> <tr> <td><u>障がい者</u></td> <td>第1項に規定する金額の1/2に相当する額</td> </tr> </table>	中学生以下	無料	女性（全魚種及びあまご・にじますの日券に限る）	第1項に規定する金額の1/2に相当する額	<u>障がい者</u>	第1項に規定する金額の1/2に相当する額		
中学生以下	無料																
女性（全魚種及びあまご・にじますの日券に限る）	第1項に規定する金額の1/2に相当する額																
<hr/>	第1項に規定する金額の1/2に相当する額																
中学生以下	無料																
女性（全魚種及びあまご・にじますの日券に限る）	第1項に規定する金額の1/2に相当する額																
<u>障がい者</u>	第1項に規定する金額の1/2に相当する額																

附 則

この規則は、令和3年9月15日から施行する。